

## ◆全国里親会関連◆

### みやぎ・せんだい里親研修会を開催

みやぎ・せんだい里親研修会が2月8日(土)、エル・パーク仙台で開催されました。主催は宮城県なごみの会と仙台市ほほえみの会。昨年10月、台風で中止となった第64回全国里親大会宮城仙台大会に替わるものとして開催されました。

特別講演は「里親のメンタルヘルス」。講師は大塚達以氏(宮城県立精神医療センター 児童精神科医 / 仙台市児童相談所嘱託医)。分科会は、①ユースによるパネルディスカッション、②未委託里親と委託後間もない里親のための分科会、③育て難さを持つ子どもの特性理解と支援、の3つ。

計165名(内子ども35名)の参加があり、盛況のうちに終了しました。

### 1月に寄せられた寄付

1月に寄せられた寄付金は20,042,000円です。1名の高額寄付者と16名(11名は継続寄付者)の方からいただきました。

紙面を借りてお礼申し上げます。

## ◆厚生労働省関連◆

### 里親手当の改定など

来年度から、里親手当などが改定される予定です。また、2人目以降の委託について、これまでは減額されていましたが、1人目と同額になる予定です。

現在の里親手当は、養育里親の場合月額86000円(2人目以降43000円)、専門里親については月額137000円(2人目以降94000円)ですが、来年度から養育里親については90000円(2人目以降も同額)、専門里親については141000円(2人目以降も同額)となります。

このほか、レスパイトケアについては、これまで全年齢とも日額5600円でしたが、2歳未満については8640円に改定されます(2歳以上は5600円)。

全国里親会は、昨年1月30日に「社会的養育推進における要望書」を根本前厚生労働大臣に行っています。ここで、「里親家庭における養育環境の一層の整備」として里親手当の一層の充実、里親手当の2人目以降の里親手当を1人目と同額に、と要望してきました。これらの要望が受け入れられたものと感謝しています。

### 児童福祉の標語

厚生労働省は、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて児

童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業を行っています。そして、児童福祉の理念を広く啓発する標語を全国から募集しています。

令和2年度の「児童福祉週間」の標語に次の標語が最優秀作品に選ばれました。

「やさしさに つつまれそだつ やさしいこころ」  
(北澤佳奈さん、13歳・和歌山県)

### 改正児童虐待防止法・児童福祉法が4月から施行

しつけと称しての体罰が相次いだことから、昨年の6月に児童虐待防止法と児童福祉法が改正されました。今年4月に施行される改正法では、体罰にあたる行為を明確に定義し、具体的に示すこととなっていました。厚生労働省は検討会をもうけて、体罰禁止ガイドラインを作成中です。

報道によると、検討会では体罰を「身体に苦痛を与える罰」と定義し、具体的には「ほおをたたく」「長時間正座させる」「夕飯を与えない」「殴る」などが挙げられています。

親がしつけのためだとしても、子どもの身体に何らかの苦痛または不快感を起こす行為はどんなに軽くても体罰にあたる、ともしています。言葉による暴力も体罰と同じ、との意見が相次いでいるとのこと。しかし、改正法では、言葉や態度によって戒める行為は対象外としています。

施行直前になってもブレが大きく、ネット上では「道を逸れる前にしつけをするのが親の仕事」「保護者に難題が求められるようになる」などの声が挙がっています。

里親家庭にとっても他人ごとではありません。体罰によらない子育てを、里親会などで話し合っていきたいものです。

## ◆その他◆

### 子ども基本法の制定を

日本財団では国連子どもの権利委員会の求めている子ども基本法を制定するよう研究会を発足させ、3月末までに提言をしていくとしています。

### マンスリーニュースと里親だより

全国里親会では広報ツールとして『マンスリーニュース』と『里親だより』を発行しています。『里親だより』は季刊で、地域の里親会を經由して里親の手元に送られるもので、どうしても予告記事などは遅れてしまいがちです。『マンスリーニュース』は、予告記事も含めて、行事や催事を中心にお知らせしていきます。